

茅ヶ崎市失業者退職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第25号

茅ヶ崎市失業者退職手当規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市失業者退職手当規則（平成28年茅ヶ崎市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「就業手当又は」を削る。

第25条第1項中「第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（第17号様式）に、同号ロ」を「第56条の3第1項第1号」に、「（第18号様式）」を「（第17号様式）」に、「同号ロ」を「同号」に、「（第19号様式）」を「（第18号様式）」に、「（第20号様式）」を「（第19号様式）」に、「（第21号様式）」を「（第20号様式）」に、「（第22号様式）」を「（第21号様式）」に、「（第23号様式）」を「（第22号様式）」に、「（第24号様式）」を「（第23号様式）」に改める。

第17号様式を削り、第18号様式を第17号様式とし、第19号様式から第24号様式までを1様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。